



- (注意)
- 1 業務に従事する柔道整復師の免許証の写しを添付し、原本を提示すること。
  - 2 平面図を添付すること。
  - 3 開設者が法人の場合は、法人の登記事項証明書及び定款（寄附行為）を添付すること。
  - 4 最寄駅から施術所までの案内図を添付すること。
  - 5 開設者以外が届け出るときは委任状を添付すること。